

○内閣府令第七十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び児童福祉法を実施するため、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年十一月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
 (児童福祉法施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

- 第一章・第一章の二 略
- 第一章の三 児童福祉司(第五条の二の二―第六条の二)
- 第一章の四 保育士(第六条の二―第六条の三十七)
- 第二章―第四章 略
- 附則

第一条の二 法第六条の二の二第二項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援とする。

第一条の二の二 法第六条の二の二第三項に規定する内閣府令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

【一・二 略】

第一条の二の四 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五第一項を除き、以下同じ)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の六 法第六条の二の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案(以下「障害児支援利用計画案」という)に係る内閣府令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る内閣府令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

改正前

目次

- 第一章・第一章の二 同上
- 第一章の三 児童福祉司(第五条の二の二―第六条)
- 第一章の四 保育士(第六条の二―第六条の三十七)
- 第二章―第四章 同上
- 附則

第一条の二 法第六条の二の二第二項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第一条の二の二 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

【一・二 同上】

第一条の二の四 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第六項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五第一項を除き、以下同じ)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の六 法第六条の二の二第八項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案(以下「障害児支援利用計画案」という)に係る内閣府令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画に係る内閣府令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の七 法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 〔略〕
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間
 - イ 〔略〕
 - ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

第一条の二の八 法第六条の三第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 母子生活支援施設
 - 二 児童養護施設
 - 三 児童心理治療施設
 - 四 児童自立支援施設
 - 五 小規模住居型児童養育事業を行う住居
 - 六 里親（法第六条の四第三号に掲げる者を除く。第三十六条の四の二第三号及び第三十六条の十四第一項第三号口において同じ。）の居宅
 - 七 児童自立生活援助対象者（法第六条の三第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の居宅（法第六条の三第一項に規定する共同生活を営むべき住居又は第一号から第四号までに掲げる施設と一体的に運営される場合であつて、当該住居又は施設に空室がないことその他特別の事情により、都道府県知事が必要と認めるときに限る。以下同じ。）
- 第一条の二の十** 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。次項、次条及び第一条の四において同じ。）を行う事業をいう。

〔②〕 前項の保護その他の支援の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間とする。

第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護その他の支援を行う事業をいう。

〔②〕 前項の保護その他の支援の期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は同項の緊急の必要がなくなるまでの期間とする。ただし、市町村長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

第一条の二の七 法第六条の二の二第九項に規定する内閣府令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 〔同上〕
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間
 - イ 〔同上〕
 - ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

第一条の二の八 法第六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる生徒又は学生とする。

- 一 学校教育法第五十条に規定する高等学校に在学する生徒
- 二 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）に在学する生徒
- 三 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- 四 学校教育法第八十三条に規定する大学に在学する学生
- 五 学校教育法第八十八条第二項に規定する短期大学に在学する学生
- 六 学校教育法第一百五十二条に規定する高等専門学校に在学する学生
- 七 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒
- 八 前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

第一条の二の十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。

〔②〕 前項の保護の期間は、七日以内とする。ただし、市町村長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。

〔②〕 前項の保護の期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は同項の緊急の必要がなくなるまでの期間とする。ただし、市町村長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

第一条の四 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護その他の支援を適切に行うことができる施設とする。

〔2〕 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める者は、里親、保護その他の支援を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護その他の支援を適切に行うことができる者とする。

第一条の六 法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条及び第一条の三十九の二第一項第一号において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをし、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。）以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一 [略]
二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育（法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。以下同じ。）に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 [略]
第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、次に掲げる者について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（第二号において「保育所等」という。）において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

一 家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児
二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児
第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第一条の三十二の五 法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業は、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法第十二条の三第六項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の四 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護（次項において「保護」という。）を適切に行うことができる施設とする。

〔2〕 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める者は、里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者とする。

第一条の六 法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをし、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。）以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一 [同上]
二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育（法第六条の三第七項に規定する保育をいう。以下同じ。）に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 [同上]
第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

一 [号を加える。]
二 [号を加える。]
第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

「条を加える。」

第一条の三十二の六

法第六条の三十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業は、同条第一項第一号に規定する措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

第一条の三十二の七

法第六条の三十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業は、次項各号に掲げる者に対する支援の状況を把握しつつ、保育士、保健師、助産師、看護師、子育てに関する知識及び経験を有する者その他の当該事業による支援を適切に行う能力を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをし、次項各号に掲げる者の居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助を行わせることを基本として行うものとする。

〔②〕 法第六条の三十九項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 要支援児童（法第六条の三十五項に規定する要支援児童をいう。次条第一号において同じ。）又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者
- 二 法第六条の三五項に規定する特定妊婦
- 三 前二号のいずれかに該当するおそれがある者その他の市町村長が子育て世帯訪問支援事業による支援が必要と認める者

第一条の三十二の八

法第六条の三十一項に規定する親子関係形成支援事業は、親子間における適切な関係性の構築を目的として、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者に対し、講義、グループワーク等を実施することにより、当該児童の心身の発達の状況等にに応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

- 一 要支援児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者
- 二 前号に該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める児童及びその保護者

第一条の三十六

専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

〔一・三 略〕

第一条の三十九の二

法第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者（以下この条において「要支援児童等その他の者」という。）の意向
- 二 要支援児童等その他の者の解決すべき課題

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第一条の三十六

専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

〔一・三 同上〕

〔条を加える。〕

三 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容
 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

〔②〕 法第十条第一項第四号に規定する計画（以下この項において「サポートプラン」という。）を作成する場合において、要支援児童等その他の者が、母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第一条第一項に規定する包括的支援対象者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、同項に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。

第一条の三十九の三 法第十条の三第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 保育所
- 二 幼稚園
- 三 認定こども園
- 四 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う場所
- 五 児童館
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第十条の三第一項に規定する相談及び助言を適切に行うことができる市町村長が認める場所

第三条の二 令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項、第三十六条の二十九及び第三十六条の三十において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。

〔②〕 令第二条第二項の規定により、一時保護施設の設備の規模及び構造等の変更に關して報告すべき事項は、変更後の入所定員とする。

第五条の二の八 法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。）についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

一 社会福祉士又は精神保健福祉士として、第五条の三第一項に規定する指定施設（次号及び第三号において「指定施設」という。）において二年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した者

二 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（前号に掲げる者を除く。）

三 指定施設において四年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者

四 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

第五条の二の九 こども家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立つて、誠実にその業務を行うよう努めなければならない。

〔条を加える。〕

第三条の二 令第二条第二項の規定により、児童を一時保護する施設の設置に關して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。

〔②〕 令第二条第二項の規定により、児童を一時保護する施設の設備の規模及び構造等の変更に關して報告すべき事項は、変更後の入所定員とする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第五条の二十 ことも家庭ソーシャルワーカーは、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。ことも家庭ソーシャルワーカーでなくなつた後においても、同様とする。

第五条の二十一 ことも家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならない。

第五条の二十二 審査・証明事業を実施する者は、審査・証明事業について、ことも家庭庁長官の認定を受けなければならない。

〔②〕 前項に規定する認定は、次に掲げる基準により行う。

一 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。

二 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて審査・証明事業が公正に実施されるおそれがない者であること。

四 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。

五 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。

六 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

七 審査等が、ことも家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに審査・証明事業を実施する者による試験及び登録により行われるものであること。

八 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。

九 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準（第五条の二十四第四項第三号において「審査基準」という。）、試験の実施回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。

十 試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う試験委員は、児童福祉相談支援等技能についての知識及び技術を有する者のうちから選任する者であること。

十一 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法が適切なものであること。

第五条の二十三 第五条の二十二の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しない者は、前条第一項に規定する認定を受けようとする一般社団法人等は、その名称、代表者の氏名、住所、審査・証明事業を実施しようとする事務所の名称及び所在地、審査・証明事業を開始しようとする年月日並びに認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、ことも家庭庁長官に提出しなければならない。

第五条の二十四 第五条の二十二第一項に規定する認定を受けようとする一般社団法人等は、その名称、代表者の氏名、住所、審査・証明事業を実施しようとする事務所の名称及び所在地、審査・証明事業を開始しようとする年月日並びに認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、ことも家庭庁長官に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 役員の氏名及び略歴を記載した書類

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

- 三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された一般社団法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- 四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 認定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 六 現に行つてゐる事業の概要を記載した書類
- 七 業務規程
- 〔②〕 前項第四号に掲げる書類は、審査・証明事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならぬ。
- 〔③〕 申請の日を含む事業年度に設立された一般社団法人等にあつては、第一項第六号に掲げる書類を提出することを要しない。
- 〔④〕 第一項第七号に掲げる業務規程は、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。
- 一 審査等を受けようとする者の資格に関する事項
 - 二 講習に関する事項
 - 三 審査基準、試験の実施の回数、時期及び場所、実施の公告、試験問題、合格者の判定、合格証書の交付その他試験の実施方法に関する事項
 - 四 試験委員の選任に関する事項
 - 五 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法に関する事項
 - 六 審査等の手数料に関する事項
 - 七 審査等の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - 八 審査等の業務に関する帳簿及びその保存に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、審査等の業務に関し必要な事項
- 第五条の二十五 認定法人は、審査・証明事業を実施するときは、こども家庭庁長官の認定を受けたものであることを明示していなければならない。
- 第五条の二十六 認定法人は、定款及び業務規程を変更しようとするときは、その変更の内容、理由及び時期を記載した変更申請書をこども家庭庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。
- 〔②〕 認定法人は、その名称、所在地若しくは役員又は当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称若しくは試験委員を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容、理由及び時期を記載した変更届出書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- 第五条の二十七 認定法人は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- 〔②〕 第五条の二十四第二項の規定は、前項の事業計画書及び収支予算書について準用する。
- 第五条の二十八 認定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類をこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- 一 当該事業年度の事業概要報告書
 - 二 当該事業年度の収支決算書
 - 三 当該事業年度末の貸借対照表及び財産目録
- 〔②〕 第五条の二十四第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる書類について準用する。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔③〕 認定法人は、第五条の二の十二第二項第十号に規定する試験委員を選任したときは、遅滞なく、試験委員の氏名、略歴、担当する試験業務及び選任の理由を記載した届出書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

〔④〕 認定法人は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験の内容及びその結果をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

第五条の二十九 こども家庭庁長官は、審査・証明事業の実施について、必要があると認めるときは、認定法人に対して報告又は書類の提出を求めることができる。

第五条の二十 認定法人は、第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を廃止しようとするときは、その廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

第五条の二十一 こども家庭庁長官は、認定法人が実施する審査・証明事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該認定法人に対し、審査・証明事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五条の二十二 こども家庭庁長官は、認定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の二の十二第一項に規定する認定を取り消すことができる。

- 一 第五条の二の十二第二項に規定する認定の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第五条の二の十六第一項の規定によりこども家庭庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
- 三 第五条の二の十六第二項、第五条の二の十七第一項、第五条の二の十八第一項、第三項若しくは第四項又は第五条の二の十九の規定により報告又は書類の提出をしなければならない場合において、その報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは書類の提出をしたとき。

第五条の二十三 こども家庭庁長官は、第五条の二の十二第一項に規定する認定をしたときは、認定法人の名称及び所在地並びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称を官報で告示する。これらの事項の変更について第五条の二の十六第二項の規定により変更届出書を受理したときも、同様とする。

〔②〕 こども家庭庁長官は、第五条の二の二十の規定により廃止届出書を受理したとき又は前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

第五条の三 法第十三条第三項第三号に規定する内閣府令で定める施設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第六条 法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの

〔二〕十四 略

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第五条の三 法第十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める施設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第六条 法第十三条第三項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの

〔二〕十四 同上

第六条の二 法第十三条第六項に規定する内閣府令で定める施設は、次のとおりとする。

一 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（児童相談所を除く。）

二 精神保健福祉士法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設及び児童相談所を除く。）

三 前二号に掲げる施設に準ずる施設として、こども家庭庁長官が認める施設

〔②〕 法第十三条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 前項各号に掲げる施設において二年以上相談援助業務に従事した者

二 児童福祉司としておおむね三年以上勤務した者であつて、児童福祉司として勤務した期間と前項各号に掲げる施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね五年以上であるもの（前号に掲げる者を除く。）

〔略〕

〔略〕

第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の三第一項第三号の規定による修業科目目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

〔イ・ロ 略〕

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

〔略〕

〔略〕

第十八条の六 〔略〕

〔②〕 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 〔略〕

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 〔略〕

〔③〕⑩ 略

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児通所支援事業者に対して通所受給者証を提示しなければならない。

〔条を加える。〕

〔同上〕

〔同上〕

第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業科目目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

〔イ・ロ 同上〕

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

〔同上〕

第十八条の六 〔同上〕

〔②〕 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 〔同上〕

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 〔同上〕

〔③〕⑩ 同上

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援(肢体不自由法第六条の二の第二項に規定するものをいう。以下同じ。)のある児童に対して治療を行うものを除く。以下この条において同じ。)に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕十二 略

〔二〕五 略

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。以下次項において同じ。)に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕十三 略

〔二〕 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕二 略

〔三〕 略

第十八条の三十の二 法第二十一条の五の十五第二項に規定する内閣府令で定める障害児通所支援は、児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)及び放課後等デイサービスとする。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第三項第六号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、こども家庭庁長官、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児通所支援事業者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

〔二〕 略

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕十二 同上

〔二〕五 同上

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕十三 同上

〔二〕 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕二 同上

〔三〕 同上

第十八条の三十の二 法第二十一条の五の十五第二項に規定する内閣府令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第三項第六号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、こども家庭庁長官、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児通所支援事業者等(法第二十一条の五の十八第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。)による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

〔二〕 同上

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

〔② 略〕

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号、第十八条の二十九の二第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）第十八条の二十
七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）、第五号、第
七号及び第八号に掲げる事項

二 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）第十八条の二十
八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）、第六号、第
八号及び第九号に掲げる事項

〔三〇五 略〕

〔②④ 略〕

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第二項及び第二十一条の五の二十七第五項におい
て準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十
三号の四様式のとおりとする。

〔②⑤ 略〕

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲
げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児通所支援事業者 法令を遵守
するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児通所支援事業者 法令遵守責
任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備するこ
と。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児通所支援事業者 法令遵守責任者の選
任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執
行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の二十第二項において準用
する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二
の第二項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係
る指定の申請についてはこの限りでない。

〔② 同上〕

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者
が行う指定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更
に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に
届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一
項第四号、第十八条の二十九第一項第四号、第十八条の二十九の二第一項第四号及び第十八条の
三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）につ
いては、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、こ
の限りでない。

一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に
関するものに限る。）、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項

二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る
事業に限るものに限る。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

〔三〇五 同上〕

〔②④ 同上〕

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第三項及び第二十一条の五の二十七第五項におい
て準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十
三号の四様式のとおりとする。

〔②⑤ 同上〕

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲
げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療
機関（法第六条の二の第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の設置
者を除く。以下この条において同じ。） 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以
下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の
選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の
設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規
程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十八 指定障害児通所支援事業者は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「こども家庭庁長官等」という。）に届け出なければならない。

一 指定障害児通所支援事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 四 略

② 指定障害児通所支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官等に届け出なければならない。

③ 指定障害児通所支援事業者は、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、こども家庭庁長官等及び変更前の区分により届け出るときは、こども家庭庁長官等の双方に届け出なければならない。

第十八条の四十二 略

② 通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者に対して支払うものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしてある場合においては、法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

③ 略

第二十五条の二十六の二 法第二十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自傷行為（自身を傷つける行為をいう。以下同じ。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者

二 入所等（法第二十四条の二第一項に規定する入所等をいう。第三十五条の二第二号において同じ。）の開始から満二十歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「こども家庭庁長官等」という。）に届け出なければならない。

一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 四 同上

② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官等に届け出なければならない。

③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、こども家庭庁長官等及び変更前の区分により届け出るときは、こども家庭庁長官等の双方に届け出なければならない。

第十八条の四十二 同上

② 通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしてある場合においては、法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

③ 同上

〔条を加える。〕

第二十五条の二十六の三 [略]

〔2〕 略

〔3〕 市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の第二八項に規定する内閣府令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する内閣府令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

〔4〕 略

第三十五条 法第三十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者
- 二 入所の開始から満二十歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満二十歳に到達してもなお引き続き障害児入所施設に在所させる措置を採る必要がある者

第三十五条の二 法第三十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者
- 二 入所等の開始から満二十歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満二十歳に到達してもなお引き続き障害児入所施設に在所させ、又は指定発達支援医療機関に入院させる措置を採る必要がある者

第三十六条の二 都道府県は、法第三十三条の六第一項の規定に基づき、児童自立生活援助対象者に対し、法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、当該児童自立生活援助対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該児童自立生活援助対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童自立生活援助を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託して行うものとする。

第三十六条の三 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならぬ。

第三十六条の四 児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）は、児童自立生活援助事業の利用者（児童自立生活援助事業を行う住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）及び児童自立生活援助の実施を解除された者であつて相談その他の援助を受ける者をいう。以下同じ。）に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行うものとする。

〔2〕 略

第二十五条の二十六の三 [同上]

〔2〕 同上

〔3〕 市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の第二九項に規定する内閣府令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する内閣府令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

〔4〕 同上

第三十五条 法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分並びに同令第四十二条第六項ただし書及び第四十五条の三を除く。）を準用する。この場合において、同令第四十二条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以上を一時的保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の二 都道府県は、法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第六条の三第一項第一号に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）又は同項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）に対し、同項に規定する児童自立生活援助（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、当該満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等が自立した生活を営むことができるよう、当該満二十歳未満義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童自立生活援助を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託して行うものとする。

第三十六条の三 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業は、満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならぬ。

第三十六条の四 児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）は、児童自立生活援助事業の利用者（児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）及び児童自立生活援助の実施を解除された者であつて相談その他の援助を受ける者をいう。以下同じ。）に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行うものとする。

〔2〕 同上

第三十六条の四の二 児童自立生活援助事業所の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 法第六条の三第一項に規定する共同生活を営むべき住居（これと一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅を含む。）において児童自立生活援助事業を行うもの

二 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（これらの施設と一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅を含む。）において児童自立生活援助事業を行うもの

三 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親の居宅において児童自立生活援助事業を行うもの

第三十六条の八 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業ごとに、指導員（児童自立生活援助事業所において、主として児童自立生活援助を行う者をいう。以下同じ。）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、指導員を兼ねることができる。

〔②〕 指導員の数は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 次に掲げる数

イ 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条及び第三十六条の三十一第一項第七号において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

ロ 入居者の数が六を超えるときは、三に、入居者が六を超えて三又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。ただし、その得た数から一を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。

二 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 次に掲げる数

イ 入居者の数が二までは、一以上

ロ 入居者の数が二を超えて四までは、二以上

ハ 入居者の数が五のときは、三以上。ただし、その数から一を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。

〔③・④ 略〕

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助対象者の居宅を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第三十六条の十一の二 児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童について、年齢、発達状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることににより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

〔条を加える。〕

第三十六条の八 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業ごとに、指導員（児童自立生活援助事業所において、主として児童自立生活援助を行う者をいう。以下同じ。）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、指導員を兼ねることができる。

〔②〕 指導員の数は、次のとおりとする。

一 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条及び第三十六条の三十一第一項第七号において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

二 入居者の数が六を超えるときは、三に、入居者が六を超えて三又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。ただし、その得た数から一を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。

〔③・④ 同上〕

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

〔条を加える。〕

第三十六条の十四 児童自立生活援助事業所の入居定員は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 五十人以上二十人以下

二 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 五人以下

三 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 次に掲げる人数

イ 小規模住居型児童養育事業を行う住居の場合 六人以下（法第二十七条第一項第三号の規定により委託された児童の数を含む。ロにおいて同じ。）

ロ 里親の居宅の場合 四人以下

〔② 略〕

第三十六条の十六 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施を希望する児童自立生活援助対象者（以下「児童自立生活援助実施希望者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

〔② 略〕

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十六 法第三十三条の六第二項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

〔②〕④ 略

〔⑤〕 都道府県は、児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を行う必要があると認められた者に対しては、第二項による申込みがない場合においても、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十六条の二十七 法第三十三条の六第五項に規定する内閣府令の定める事項は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型 次に掲げる事項

イ 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

ロ 児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項

ハ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項

（1） 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状態

（2） 児童自立生活援助の実施の方針

（3） その他児童自立生活援助の実施に関する事項

ニ 運営規程

ホ 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項

ヘ 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項

ト その他都道府県知事が必要と認める事項

二 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 次に掲げる事項

イ 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

ロ 児童自立生活援助事業所の住居及び設備の状況に関する事項

第三十六条の十四 児童自立生活援助事業所の入居定員は、五十人以上二十人以下とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔② 同上〕

第三十六条の十六 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施を希望する満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等（以下「児童自立生活援助実施希望者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

〔② 同上〕

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十六 法第三十三条の六第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

〔②〕④ 同上

〔⑤〕 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を行う必要があると認められた者に対しては、第二項による申込みがない場合においても、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十六条の二十七 法第三十三条の六第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

二 児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項

(1) 児童自立生活援助事業所の入居状況及び職員の状態

(2) 児童自立生活援助の実施の方針

(3) その他児童自立生活援助の実施に関する事項

二 運営規程

ホ 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項

ハ 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項

ト その他都道府県知事が必要と認める事項

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔②〕 法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、児童自立生活援助対象者その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報にあつては、当該児童自立生活援助事業所に入居した者の安全の確保のため必要があると認めるときは、児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助事業所への入居を希望するもの又は当該者の依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

第三十六条の二十七の二 第三十六条の八第一項及び第二項、第三十六条の十二、第三十六条の十三、第三十六条の十四第一項第一号及び第二号、第三十六条の十五、第三十六条の十五の二、第三十六条の十六の二並びに第三十六条の二十七第一項第一号の規定は、児童自立生活援助事業者が法第六条の三第一項に規定する共同生活を営むべき住居又は第一条の二の八第一号から第四号までに掲げる施設と一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅において児童自立生活援助事業を行うときは、当該住居又は施設と当該居宅を一の児童自立生活援助事業所とみなして適用する。

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

〔二〇六 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

三 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項

イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況

ロ 児童自立生活援助の実施の方針

ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項

四 運営規程

五 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項

六 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項

七 その他都道府県知事が必要と認める事項

〔②〕 法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、満二十歳未満義務教育終了児童等、満二十歳以上義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報にあつては、当該児童自立生活援助事業所に入居した者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助事業所への入居を希望するもの又は当該者の依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

〔条を加える。〕

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

〔二〇六 同上〕

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

別

二 一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者
一時保護施設等

二

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七 事業開始の予定年月日

〔②〕 法第三十四条の七の二第二項の規定による届出を行うとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三 法第三十四条の七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十二の四 法第三十四条の七の五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七 事業開始の予定年月日

〔②〕 法第三十四条の七の五第二項の規定による届出を行うとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の五 法第三十四条の七の五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

別

二 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

二

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七 事業開始の予定年月日

〔②〕 法第三十四条の七の二第二項の規定による届出を行うとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三 法第三十四条の七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十二の四 法第三十四条の七の五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七 事業開始の予定年月日

〔②〕 法第三十四条の七の五第二項の規定による届出を行うとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の五 法第三十四条の七の五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第三十六条の三十二の六 [略]

第三十六条の三十二の七 [略]

第三十六条の三十二の八 [略]

第三十六条の三十二の九 子育て世帯訪問支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十六条の三十六 [略]

② 略

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならぬ。

④ 略

第三十六条の三十七の三 法第三十四条の十七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の十七の二第二項の規定による届出を行うとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七の四 法第三十四条の十七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十七の五 児童育成支援拠点事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を市町村長に報告しなければならない。

第三十七条 [略]

②④ 略

⑤ 法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

⑥ 略

第三十六条の三十二の一 [同上]

第三十六条の三十二の二 [同上]

第三十六条の三十二の三 [同上]

第三十六条の三十二の四 [同上]

[条を加える。]

第三十六条の三十六 [同上]

② 同上

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならぬ。

④ 同上

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

第三十七条 [同上]

②④ 同上

⑤ 法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

⑥ 同上

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合同じにおいては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>〔略〕</p> <p>第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の長</p>
--	---------------	----------------------------

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合同じにおいては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>〔略〕</p> <p>第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
---	---------------	---------------

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合同じにおいては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>〔同上〕</p> <p>第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の長</p>
---	---------------	----------------------------

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合同じにおいては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>〔同上〕</p> <p>第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
--	---------------	---------------

(入所した者及び職員)の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター)を除く。第四項を除き、以下この条において同じ。の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

[254 略]

(自立支援計画の策定)

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十六条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(入所した者及び職員)の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センター)を除く。第四項を除き、以下この条において同じ。の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

[254 同上]

(自立支援計画の策定)

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十六条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第七十八條 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十一章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第八十八条の五 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他の事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第八十八条の六 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めらる者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(関係機関との連携)

第七十八條 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

〔章を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第八十八条の七 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第八十八条の八 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十八条の九 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第八十八条の十 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第八十八条の十一 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

第八十八条の五

[同上]

第三條 (母子保健法施行規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援)</p> <p>第一条 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号。以下「法」という。)第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とする者(次項において「包括的支援対象者」という。)に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画(以下この条において「サポートプラン」という。)の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。</p> <p>2 サポートプランを作成する場合において、包括的支援対象者が、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の三十九の二第一項に規定する要支援児童等その他の者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十条第一項第四号に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。</p> <p>(健康診査)</p> <p>第二条 法第十二条の規定による満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。</p> <p>2 「一〇十一 略」</p> <p>(法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設)</p> <p>第七条の三 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 産後ケアセンター</p> <p>二 児童福祉法第十条の二第一項に規定することも家庭センター</p> <p>「三・四 略」</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第十三条 指定養育医療機関の開設者は、法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十条第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その指定を受けた都道府県知事に申し出なければならない。</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>第一条 削除</p> <p>(健康診査)</p> <p>第二条 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号。以下「法」という。)第十二条の規定による満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。</p> <p>2 「一〇十一 同上」</p> <p>(法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設)</p> <p>第七条の三 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 産後ケアセンター</p> <p>二 法第二十条第一項に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第十三条 指定養育医療機関の開設者は、法第二十条第七項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その指定を受けた都道府県知事に申し出なければならない。</p> <p>(支援プランの作成等)</p> <p>第十五条 法第二十二條第二項第四号の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とする者(以下「支援プラン」という。)の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る支援プランの見直しを行うこととする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

<出産後・退院時の診察のときに記入してもらいましょう。>

出 産 後 の 母 体 の 経 過

産 後 日月数	子 宮 復 古	おろ 悪露	乳房の 状 態	血 圧	たん 尿蛋白	尿 糖	体 重	EPDS 等の実施 など
	良・否	正・否			－＋＃	－＋＃	kg	
	良・否	正・否			－＋＃	－＋＃		
	良・否	正・否			－＋＃	－＋＃		
	良・否	正・否			－＋＃	－＋＃		
	良・否	正・否			－＋＃	－＋＃		

出 産

様式第三号二ページ中「子宮復古悪露」を「子宮復古悪露」に改める。
様式第三号中十五ページを次のように改める。
「子ども家庭センター」を「こども家庭センター」に改める。

母 親 自 身 の 記 録

○気分が沈んだり涙もろくなったり、何もやる気になれないといったことがありますか。

いいえ はい 何ともいえない

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがあれば、医師、助産師、地域の子育てに関する相談機関（こども家庭センター等）に相談しましょう。

○産後のご自身の気持ちなど、自由に記入しましょう。

入 浴	産後 日（月日）	家事開始	産後 日（月日）
家事以外の 労働開始	産後 日（月日）	月経再開	年 月 日
家族計画指導	なし・あり（医師・受胎調節実地指導員・助産師） 年 月 日		

早期新生児期【生後1週間以内】の経過

日 齢*	体 重 (g)	ほ 哺 乳 力	黄 疸 <small>だん</small>	そ の 他
		普通・弱	なし・普通・強	
		普通・弱	なし・普通・強	
ビタミンK ₂ シロップ投与 実施日 / /				
出生時またはその後の異常：なし あり (その処置)				

退院時の記録 (年 月 日 生後 日)

体 重 g	栄 養 法	母 乳 ・ 混 合 ・ 人 工 乳
引き続き観察を要する事項：		
施設名又は 担当者名		電 話

後期新生児期【生後1～4週】の経過

日 齢*	体 重 (g)	ほ 哺 乳 力	栄 養 法	施設名又は担当者名
		普通・弱	母乳・混合・人工乳	
		普通・弱	母乳・混合・人工乳	

新生児訪問指導等の記録 (年 月 日 生後 日)

日 齢*	体 重 (g)	身 長 (cm)	胸 囲 (cm)	頭 囲 (cm)	栄 養 法
					母乳・混合・人工乳
施設名又は担当者名					
特記事項：					

※生まれた当日を0日として数えること。

乳 児

様式第三号十六ページ中「乳児」を「乳児」に改める。
様式第三号十七ページを次のように改める。

保護者の記録【2か月頃】 (年 月 日記録)

様式第三号十八ページ及び二十ページ中「子育て支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号中二十二ページを次のように改める。

乳
児

- | | | |
|--------------------------------------|---------|-----|
| ○お乳をよく飲みますか。 | はい | いいえ |
| ○目を動かして物を追って見ますか。 | はい | いいえ |
| ○寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。 | はい | いいえ |
| ○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。 | はい | いいえ |
| ○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。 | いいえ | はい |
| ○子育てについて気軽に相談できる人はいますか。 | はい | いいえ |
| ○子育てについて不安や困難を感じることはありますか。 | いいえ | はい |
| | 何ともいえない | |
| ○成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。 | | |

※このページは医療機関、こども家庭センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。

様式第三号二十四ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号二十五ページ中「精密検査実施日」を「精密検査受診日」に改める。
 様式第三号二十六ページ、二十八ページ及び三十ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号三十一ページ中「か月 日」を「歳 か月」に改める。
 様式第三号三十二ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号三十三ページ中「か月 日」を「歳 か月」に改める。
 様式第三号三十四ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号三十六ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号三十七ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号三十八ページ及び四十ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 様式第三号四十二ページ中「子育て世帯包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
 (里親が行う養育に関する最低基準の一部改正)

第四条 里親が行う養育に関する最低基準(平成十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
<p>(家庭環境の調整への協力)</p> <p>第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。</p>		<p>(家庭環境の調整への協力)</p> <p>第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。</p>	

第五條 障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令の一部改正
 (障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令(平成十八年厚生労働省令第七十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
<p>(定義)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この府令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。)、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)、又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 (障害児通所給付費の請求)</p> <p>第二条 指定障害児通所支援事業者は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。</p>		<p>(定義)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 この府令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。)、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)、又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 (障害児通所給付費の請求)</p> <p>第二条 指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。</p>	

附則

(経過措置)

第二条 指定障害児通所支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村(特別区を含む。第五項において同じ。)に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

[255 略]

6 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者又は第四項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書、障害児相談支援給付費請求書又は障害児相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの(以下「磁気ディスク等」という。)のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

[7・8 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(経過措置)

第二条 指定障害児通所支援事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村(特別区を含む。第五項において同じ。)に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

[255 同上]

6 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者又は第四項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書、障害児相談支援給付費請求書又は障害児相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの(以下「磁気ディスク等」という。)のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

[7・8 同上]

附則

(施行期日)

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行規則第三十六条の三十六第三項及び第三十七条第五項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則(以下この項において「新規則」という。)第五条の二の十二第二項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この府令の施行前においても、新規則の例によりすることができる。

(経過措置)

3 この府令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の母子保健法施行規則様式第三号による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

4 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。